

所管部課	健康いきいき部 地域包括ケア推進課	部長	川口 莊一						
件名	東大和市地域包括ケア推進会議設置要綱の一部を改正する要綱について								
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項				
関係事項	条例規則								
	部課機関	健康推進課・介護保険課							
<p>1. 要 旨</p> <p>令和4年10月からの高齢者ほっと支援センターの増設に伴い、東大和市地域包括ケア推進会議の委員を選出する組織等及び人員について改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表の組織等及び人員について、以下のとおり改める。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東大和市高齢者ほっと支援センター 3人以内</td> <td>東大和市高齢者ほっと支援センター 4人以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行日</p> <p>令和4年10月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>より効果的に会議を運営することができる。</p>						改正前	改正後	東大和市高齢者ほっと支援センター 3人以内	東大和市高齢者ほっと支援センター 4人以内
改正前	改正後								
東大和市高齢者ほっと支援センター 3人以内	東大和市高齢者ほっと支援センター 4人以内								
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和3年8月23日 高齢者ほっと支援センターの新設及び開設時期の決定</p> <p>令和4年1月11日 優先交渉権者の決定</p> <p>令和4年7月 1日 開設準備業務開始</p> <p>令和4年8月 9日 新設する高齢者ほっと支援センターの名称決定</p>									
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>									
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正事務を進めたい。</p>									
<p>5. 審議結果</p>									

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。